

# 平成31年度 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税は…道路・下水道・公園の整備から教育・福祉の充実にいたる市民に身近で様々な行政サービスを行うために使われています。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、できるだけ多くの市民の皆さまに公平に負担していただいています。市民税と県民税をあわせて、一般に住民税と呼ばれています。

## ◎ 市民税・県民税の申告期間等

申告期限は **平成31年 3月15日（金）** です。

相談受付は、市役所課税課で行っています。（2月18日（月）から御殿場市民会館で受付会場を開設しています（※土・日・休日除く。受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時）。受付会場は大変混みあいます。郵送での提出もご利用ください。（郵送提出分は、記入された内容についてお電話で確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。）

## ◎ 申告について

■ 平成31年1月1日現在、御殿場市に住民登録があり、

前年中所得のない方

A：国民健康保険税等の算定や所得課税証明書等の発行の際に申告が必要な場合があります。

前年中所得のある方

B：税務署へ確定申告をされる方→申告は不要です。

C：前年中の所得が公的年金等のみの方

① 所得税が源泉徴収されている方（年金の源泉徴収票の源泉徴収税額欄に数字のある方）は、**確定申告**をすれば所得税の還付を受けられる可能性があります。

※ **確定申告をした場合は、市・県民税の申告をしたとみなされるため別途市・県民税の申告をする必要はありません。**

※ 前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その他の所得金額が20万円以下の方は、『所得税の確定申告書』を提出する必要がありません。（ただし、所得税の還付を受ける場合には提出できます。）

② 上記以外の方で年金支払先に「扶養親族申告書」を提出し、社会保険料がすべて年金から差し引きされていて、生命保険料や地震保険料等の支払いのない方は、市・県民税の申告は不要です。

③ 上記①～②以外で所得税の確定申告をされない方でも、扶養の状況が変更になった場合、ご自身で納付書払いまたは口座振替で納めている社会保険料がある場合、生命保険料や地震保険料等の支払いがある場合は、**市民税・県民税の申告**をしてください。

D：上記A～Cに該当しない方

E：前年中の所得が給与所得のみの方

① 勤務先から御殿場市へ「給与支払報告書」が提出されている方は、確定申告および市・県民税**申告不要**です。

ただし、次の場合は**所得税の確定申告**をすれば所得税の還付を受けられる可能性があります。

ア 平成30年の途中で退職し、その後就職せず、年末調整を受けなかったとき

イ 医療費控除、社会保険料控除（年末調整未提出分）、住宅借入金等特別控除等を受けるとき

② 上記①以外の方は、**市民税・県民税の申告**をしてください。

F：事業（営業、農業）所得、不動産所得のある方および複数（給与と年金等）の所得のある方

※ 上記Fに該当する方は、原則として申告の義務があります。

① 所得税を納税する必要がある方は、**所得税の確定申告**をしてください。

② 上記①以外の方は、**市民税・県民税の申告**をしてください。

## ◎ 申告に持参していただくもの

1, 給与所得者および年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票（源泉徴収票が無い場合は、支払者の証明書等）

2, 事業所得者および農業・不動産等の所得者は、帳簿書類等収入金額や必要経費がわかるもの

3, 各種所得控除に必要な証明書、領収書等

※ 上記1～3は平成30年1月～12月までの分

4, 印鑑

5, 個人番号（マイナンバー）を申告書に記載し提出する場合、個人番号の確認と本人確認を行います。番号の確認書類（個人番号カード、通知カード、住民票等）および身元の確認書類（個人番号カード、免許証、健康保険証等）の原本提示または写しの提出が必要となります。

※ 本人の代理人が申告する場合、申告者本人の個人番号の確認書類のほか、代理人の方の身元の確認書類および委任状が必要です。

## ◎ 市民税・県民税についての問い合わせ先

御殿場市役所 課税課

☎412-8601 御殿場市萩原483番地

☎0550-82-4129

## ◎ 所得税確定申告についての問い合わせ先

沼津税務署

☎410-8686 沼津市米山町3番30号

☎055-922-1560

**【申告書の記載について】** 申告書は表裏両面あります。該当する箇所に入力し、添付書類は裏面に貼付してください。

平成 31 年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書		表	
現住所・氏名・生年月日・電話番号を必ず記入し、押印してください。		行政区番号 世帯番号 宛名番号 電話番号 印 個人番号	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項		個人番号を記載する場合、個人番号の分かる書類（個人番号カード、通知カード、住民票等）と身元の分かる書類（個人番号カード、免許証、健康保険証等）の原本の掲示または写しをご提出ください。	
① 雑損控除 ② 医療費控除 ③ 社会保険料控除 ④ 生命保険料控除 ⑤ 地震保険料控除 ⑥ 障害者控除 ⑦ 扶養親族控除 ⑧ 16歳未満の扶養親族		2 所得金額 3 所得から差し引かれる金額 4 所得金額	
扶養親族を記入してください。 16歳未満の扶養親族については「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。 扶養親族の個人番号の分かる書類と身元の分かる書類は提出不要です。		前年中に所得のなかった方は、該当箇所に入力してください。	

6 給与所得の内訳		7 事業・不動産所得に関する事項	
① 事業所種別 勤務先所在地 勤務先名 事業所番号 収入合計額		所得の種類 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 青色申告特別控除額	
② 事業所種別 勤務先所在地 勤務先名 事業所番号 収入合計額		8 配当所得に関する事項 配当所得の種類 支払確定年月 収入金額 必要経費	
10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項 収入金額 必要経費 特別控除額 総合課税 一時		9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項 種目 収入金額 必要経費	
11 事業専従者に関する事項 氏名 続柄 生年月日 専従者給与（控除）額		13 事業税に関する事項 非課税所得など 前年中の開業 他都道府県の事務所等	
12 別居の扶養親族等に関する事項 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所		15 寄附金に関する事項 都道府県、市区町村 寄附金の名称 金額	
14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。		その他の事項 配当に関する住民税の特例 農業 備考	

収支内訳書により収入金額、必要経費を計算後、記入してください。

給与収入がある方で源泉徴収票がない方は給与明細書等により計算し、内訳を記入してください。

別居の扶養親族等がある場合は必ず記入してください。

※収入金額や所得金額、控除の支払金額は1円単位まで記入してください。  
 ※「1 収入金額等」「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」をご記入ください。「2 所得金額」「4 所得から差し引かれる金額」は添付書類があれば未記入でもかまいません。